

通達甲（副監. 総. 企. 組）第7号
平成21年3月31日

存	続	期	間
---	---	---	---

部長、参事官
各
所 属 長 殿

副 総 監

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の実施要綱の制定について

〔沿革〕 平成23年8月18日通達甲（監. 総. 取. 監2）第2号
24年3月13日通達甲（副監. 総. 取. 指）第8号
27年3月 2日通達甲（副監. 総. 取. 管）第4号
令和 元年5月27日通達甲（副監. 総. 取. 管）第22号
元年6月28日通達甲（副監. 総. 文. 審）第25号
元年9月25日通達甲（副監. 総. 取. 管）第35号改正

このたび、別添のとおり、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の実施要綱を制定し、平成21年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。
命によって通達する。

別添

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の実施要綱

第1 目的

この要綱は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、被疑者取調べの監督に関し必要な事項を定め、もって被疑者取調べの適正化に資することを目的とする。

第2 取調べ監督官等

1 規則第4条第1項に規定する取調べ監督官は、次に掲げる者とする。

- (1) 警視庁本部の課及び部の附置機関（以下「本部」という。）にある取調べ室（一時的に取調べ室の代用として使用した会議室等を含む。以下同じ。）に係るものについては警視庁取調監督室長（以下「取調監督室長」という。）
- (2) 警察署（島部警察署を除く。）にある取調べ室に係るものについては警務課長（警務課長の配置のない警察署にあつては警務課課長代理（警務担当）とする。ただし、警務課課長代理（警務担当）が警察行政職員の警察署にあつては副署長とする。）
- (3) 島部警察署にある取調べ室に係るものについては次長
- (4) 道府県警察本部、道府県警察の警察署、拘留所、少年鑑別所等当庁の管理権が及ばない施設にある取調べ室に係るものについては取調監督室長

2 取調べ監督官が不在等の場合においては、次に掲げる者（以下「監督補助者」という。）が取調べ監督官の職務を補助するものとする。

- (1) 本部にある取調べ室に係るものについては、警視庁取調監督室（以下「取調監督室」という。）の係長、主査又は主任
- (2) 交通機動隊にある取調べ室に係るものについては、前（1）に掲げる者のほか、副隊長、庶務係主任又は計画係主任
- (3) 高速道路交通警察隊にある取調べ室に係るものについては、前記（1）に掲げる者のほか、副隊長、庶務を担当する本部付、庶務係主任又は計画係主任
- (4) 警察署（島部警察署を除く。）にある取調べ室に係るものについては、本署当番責任者（警視庁警察職員勤務規程（平成12年3月24日訓令甲第16号。以下「勤務規程」という。）第24条第1項に規定する本署当番責任者をいう。）又は警察署長が指名する者

- (5) 島部警察署にある取調べ室に係るものについては、警務係長、宿直責任者（勤務規程第38条第1項に規定する宿直責任者をいう。）又は島部警察署長が指名する者
 - (6) 道府県警察本部、道府県警察の警察署、拘置所、少年鑑別所等当庁の管理権が及ばない施設にある取調べ室に係るものについては、取調監督室の係長、主査又は主任
- 3 監督補助者は、取調べ監督官の職務を補助した場合は、速やかに取調べ監督官にその結果を報告するものとする。

第3 捜査主任官との連携等

1 捜査主任官等との連携

取調べ監督官は、被疑者取調べの監督に関し、捜査主任官及び捜査主任官を指揮する捜査幹部（以下「捜査主任官等」という。）と相互に緊密な連携を保つものとする。

2 被疑者取調べ予定の報告

被疑者取調べを担当する警察官は、被疑者取調べを行おうとする場合は、遅滞なく当該被疑者取調べを行う取調べ室に係る取調べ監督官及び取調監督室長に、被疑者取調べの予定年月日、時間、場所、担当者氏名、被疑者氏名等を事前に報告するものとする。

ただし、事前に報告するいとまがないときは、当該被疑者取調べの開始後、捜査主任官その他の警察職員を介する等の方法により、速やかに報告するものとする。

第4 被疑者取調べの状況の確認

1 取調べ状況報告書等の閲覧による確認

(1) 取調べ状況報告書の電磁的記録による報告

被疑者取調べを担当する警察官は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）別記様式第16号の「取調べ状況報告書」（以下「取調べ状況報告書」という。）を作成した場合は、当該取調べ状況報告書の電磁的記録により、速やかに、当該被疑者取調べを行った取調べ室に係る取調べ監督官に報告するものとする。

(2) 取調べ状況報告書等の閲覧

取調べ監督官は、前（1）により報告された全ての取調べ状況報告書の電磁的記録を閲覧し、必要があると認める場合は、被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）第5条第1項に規定する被留置者出入簿その他の書類を閲覧して、被疑者取調べの状況の確認をするものとする。

2 その他の方法による確認

(1) 取調べ室外部からの視認等による確認

取調べ監督官は、必要に応じて、視認等の方法により被疑者取調べの状況を外形的に確認するものとする。

(2) 確認状況の記録

取調べ監督官は、前（１）の方法により被疑者取調べの状況を外形的に確認をした場合は、別記様式第１号の「取調べ状況確認実施簿」により、その経過を明らかにするものとする。

3 捜査主任官等に対する通知

(1) 取調べ監督官は、被疑者取調べの状況の確認を行った場合において、規則第３条第２号に規定する監督対象行為（以下「監督対象行為」という。）に該当するか判然としない行為を認めたときは、捜査主任官等に通知するものとする。

(2) 取調べ監督官は、前（１）の規定による通知を行ったときは、別記様式第２号の「通知・確認結果報告書」により、本部の取調べ監督官にあつては企画課長に、警察署の取調べ監督官にあつては警察署長に報告するものとする。この場合において、報告を受けた警察署長は、その写しを企画課長（取調監督室取調監督係経由）に送付するものとする。

4 措置結果の報告

(1) 取調べ監督官は、被疑者取調べの状況の確認を行った場合において、規則第６条第３項の規定に基づき捜査主任官等に対し、被疑者取調べの中止その他の措置を求めたときは、直ちに必要な措置を講じさせるとともに、本部の取調べ監督官にあつては企画課長に、警察署の取調べ監督官にあつては警察署長にその旨を報告するものとする。この場合において、報告を受けた企画課長又は警察署長は、速やかに、別記様式第３号の「措置結果報告書(A)」により、総務部長（警察署長にあつては取調監督室取調監督係経由。第４の４の(2)において同じ。）に報告するとともに、当該被疑者取調べが他所属の警察官により行われた場合は、当該被疑者取調べを指揮した所属長（以下「取扱所属長」という。）に通知するものとする。

(2) 取調べ監督官は、被疑者取調べの状況の確認を行った場合において、規則第６条第４項の規定に基づき、自ら被疑者取調べの中止その他の措置を講じたときは、本部の取調べ監督官にあつては企画課長に、警察署の取調べ監督官にあつては警察署長にそ

の旨を報告するものとする。この場合において、報告を受けた企画課長又は警察署長は、速やかに、別記様式第4号の「措置結果報告書(B)」により、総務部長に報告するとともに、当該被疑者取調べが他所属の警察官により行われた場合は、当該取扱所属長に通知するものとする。

5 確認実施結果の報告

取調べ監督官は、被疑者取調べの状況の確認を行ったときは、取調べ状況確認実施簿、取調べ状況報告書の電磁的記録等に基づいて、別記様式第5号の「確認実施結果報告書」により、本部の取調べ監督官にあつては企画課長に、警察署の取調べ監督官にあつては警察署長に報告するものとする。この場合において、報告を受けた警察署長は、その内容を企画課長に通知するものとする。

6 道府県警察との連携

(1) 道府県警察に対する被疑者取調べの状況の確認依頼

企画課長は、被疑者取調べが道府県警察本部又は道府県警察の警察署にある取調べ室（道府県警察本部長又は道府県警察の警察署長の管理権が及ばない施設にあるものを除く。）で行われるものである場合は、必要に応じて、当該道府県警察本部の被疑者取調べの監督業務を担当する課（課に準ずるものを含む。以下「他県の担当課」という。）の長に、当該被疑者取調べの状況の確認及びその結果の通知を依頼するものとする。

(2) 道府県警察の警察官が行う被疑者取調べの状況の確認等

取調べ監督官は、道府県警察の警察官が行う被疑者取調べの状況を依頼に応じて確認した場合は、他県の担当課（警察署の取調べ監督官にあつては、企画課長（取調べ監督室取調べ監督係経由））にその結果を通知するものとする。

7 留意事項

取調べ監督官は、被疑者取調べの状況の確認を行うに当たっては、必要な限度を超えて犯罪捜査に支障を及ぼさないよう十分留意しなければならない。

第5 苦情等の処理

1 企画課長への通知

- (1) 警察職員が、被疑者取調べに関する苦情、要望又は意見（以下「苦情等」という。）の申出を受けた場合は、広聴事案の処理手続に関する規程（平成13年5月31日東京都公安委員会規程第3号）によって処理するほか、当該苦情等の申出に係る報告を

受けた所属長は、別記様式第6号の「被疑者取調べに係る苦情等通知書」により、企画課長（取調監督室取調監督係経由）に通知するものとする。

- (2) 警察職員が、前（1）の苦情等の申出を受けた場合以外の場合において、監督対象行為が行われたと疑われる被疑者の取調べを認知したときは、所属長に報告し、当該報告を受けた所属長は、被疑者取調べに係る苦情等通知書により、企画課長（取調監督室取調監督係経由）に通知するものとする。

2 所属における事実の調査

前1の規定による通知を受けた企画課長は、当該通知に係る被疑者取調べを指揮した所属長（以下「苦情等処理所属長」という。）に、当該通知に係る事実について調査を依頼するものとする。

3 確認結果の通知

企画課長は、前2の調査の結果を確認し、被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われていないことが明らかになったときは、苦情等処理所属長及び関係する所属の長に通知するものとする。

第6 調査

- 1 規則第10条第1項に規定する取調べ調査官は、総務部理事官（取調べ調査官）とする。
- 2 取調べ調査官は、被疑者取調べの状況の確認又は第5の苦情等の処理により、被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われていないことが明らかになったときを除き、監督対象行為の有無について調査をしなければならない。
- 3 取調べ調査官は、前2の調査を実施するため必要があると認める場合は、当該調査にかかる被疑者取調べを指揮した所属長等に対し、規則第10条第2項に規定する事項を求めるものとする。
- 4 取調べ調査官は、当該調査の結果を規則別記様式の「調査結果報告書」により、警視総監に報告するものとする。
- 5 企画課長は、当該調査の結果を当該調査に係る被疑者取調べを指揮した所属長及び関係する所属の長に通知するとともに、調査の結果に応じて必要な措置を求めるものとする。この場合において、措置を求められた所属長は、当該措置の結果を総務部長（取調監督室取調監督係経由）に報告するものとする。

第7 巡察

1 巡察官

規則第8条第1項に規定する巡察官は、総務部理事官（取調べ調査官）及び取調べ監督室長とする。

2 巡察の実施

(1) 巡察は、警察署に対し、次の事項について行うものとする。

ア 被疑者取調べの状況の確認

イ 署員に対する応問、関係書類の確認等

ウ 監督対象行為が発生した場合の再発防止策の検証等

(2) 巡察を行うに際し必要があるときは、取調べ監督室の係長又は主査にその職務を行わせることができる。

3 巡察への協力

警察署の取調べ監督官及び捜査主任官等は、巡察に協力するものとする。

第8 被疑者取調べ状況等の報告

企画課長は、毎月の被疑者取調べの監督の実施状況等を一括して総務部長に報告するものとする。ただし、重要特異なものについては、その都度報告しなければならない。

第9 捜査部門及び留置部門との連携

取調べ監督官は、捜査部門（交通部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部及び組織犯罪対策部の捜査を主管する所属並びにこれに相当する警察署の係をいう。）及び留置部門（留置管理第一課及び留置管理第二課並びにこれに相当する警察署の係をいう。）の幹部と、あらゆる機会を捉えて被疑者取調べの適正化について意見交換を行うなど、緊密な連携を図るものとする。

第10 指導教養

1 所属長は、訓授等を通じて、所属職員に被疑者取調べ監督制度の目的及び重要性を十分に理解させるものとする。

2 取調べ監督官は、捜査主任官等と連携して、監督対象行為の発生状況、防止策等について具体的な指導教養を行うものとする。

第11 文書等の適正管理

1 所属長は、被疑者取調べ適正化に係る捜査情報及び個人情報等を適正に管理しなければならない。

2 本要綱に係る文書等については、特段の事情がある場合には、被疑者又は被告人の氏名等を記号、番号等により表記することができる。

取 調 べ 状 況 確 認 実 施 簿

場 所	時 間	監督対象 行為の有無	類型	確認方法	実施者	確 認 状 況 等
課 号取調べ室 (係)	: : :	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 無し	1 2 3 4 5 6	<input type="checkbox"/> 視 認 <input type="checkbox"/> その他 ()		扉の状況(□開・□閉) <input type="checkbox"/> / 登録済み <input type="checkbox"/> 登録不要(理由)
課 号取調べ室 (係)	: : :	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 無し	1 2 3 4 5 6	<input type="checkbox"/> 視 認 <input type="checkbox"/> その他 ()		扉の状況(□開・□閉) <input type="checkbox"/> / 登録済み <input type="checkbox"/> 登録不要(理由)
課 号取調べ室 (係)	: : :	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 無し	1 2 3 4 5 6	<input type="checkbox"/> 視 認 <input type="checkbox"/> その他 ()		扉の状況(□開・□閉) <input type="checkbox"/> / 登録済み <input type="checkbox"/> 登録不要(理由)
課 号取調べ室 (係)	: : :	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 無し	1 2 3 4 5 6	<input type="checkbox"/> 視 認 <input type="checkbox"/> その他 ()		扉の状況(□開・□閉) <input type="checkbox"/> / 登録済み <input type="checkbox"/> 登録不要(理由)
課 号取調べ室 (係)	: : :	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 無し	1 2 3 4 5 6	<input type="checkbox"/> 視 認 <input type="checkbox"/> その他 ()		扉の状況(□開・□閉) <input type="checkbox"/> / 登録済み <input type="checkbox"/> 登録不要(理由)
課 号取調べ室 (係)	: : :	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 無し	1 2 3 4 5 6	<input type="checkbox"/> 視 認 <input type="checkbox"/> その他 ()		扉の状況(□開・□閉) <input type="checkbox"/> / 登録済み <input type="checkbox"/> 登録不要(理由)
課 号取調べ室 (係)	: : :	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 無し	1 2 3 4 5 6	<input type="checkbox"/> 視 認 <input type="checkbox"/> その他 ()		扉の状況(□開・□閉) <input type="checkbox"/> / 登録済み <input type="checkbox"/> 登録不要(理由)

注1 類型欄は、次に掲げる行為に該当する数字に丸印を付けること。

- 1 やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。
- 2 直接又は間接に有形力を行使すること(前1に掲げるものを除く。)
- 3 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。
- 4 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。
- 5 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。
- 6 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

2 □印のある欄については、該当の□印の中にレを付けること。

3 取調べ状況を確認した者は、実施者欄に押印等すること。

4 確認状況等欄には、視認時の状況を簡記するとともに、確認結果を登録した日の記入又は登録不要の理由を簡記しておくこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

殿

職名(係)

階級

氏名

通知・確認結果報告書

通知に係る取調べ	端 緒	<input type="checkbox"/> 視認 年 月 日 () 時 分 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> その他 ()
	取調べ場所	施設名 警察署 庁 舎 課 号 取調べ室 分 室 その他 ()
	被 疑 者	氏 名 (歳) <input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 強制 罪 名 ()
	取調べ担当者	所属(係) 階級 氏名
通知の経過	通知日時	年 月 日 () 時 分
	通知者	<input type="checkbox"/> 監督官 所属(係) 職名 氏名 <input type="checkbox"/> 補助者 階級
	被通知者 (捜査主任官等)	所属(係) 職名 氏名 階級
	通知理由	監督対象行為の類型 1 2 3 4 5 6 (概 要)
	確認結果	
業務指導	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	(指導内容)

注1 通知理由欄は、次に掲げる行為に該当する数字に丸印を付けること。

- 1 やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。
- 2 直接又は間接に有形力を行使すること(前1に掲げるものを除く。)
- 3 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。
- 4 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。
- 5 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。
- 6 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

2 印のある欄については、該当の印の中にレを付けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

総務部長 殿

長

措置結果報告書 (A)

措置要求をした取調べ	確認日時	年 月 日 () 時 分
	取調べ場所	警察署 施設名 庁 舎 課 号 取調べ室 分 室 その他()
	被疑者	氏 名 (歳) <input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 強制 罪 名()
	取調べ担当者	所属(係) 階級 氏名
措置要求の経過	要求日時	年 月 日 () 時 分
	要求者	<input type="checkbox"/> 監督官 所属(係) 職名 氏名 <input type="checkbox"/> 補助者 階級
	措置要求に至る経緯	
	要求内容	<input type="checkbox"/> 取調べの中止 <input type="checkbox"/> その他の措置 (内容)
	措置日時	年 月 日 () 時 分
	措置者 (捜査主任官等)	所属(係) 職名 氏名 階級
	講じた措置	<input type="checkbox"/> 取調べの中止 <input type="checkbox"/> その他の措置 (内容)

注 印のある欄については、該当の印の中にレを付けること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

総 務 部 長 殿

長

措置結果報告書 (B)

措置を講じた取調べ	確認日時	年 月 日 () 時 分		
	取調べ場所	施設名	警察署 庁 舎 分 室	課 号 取調べ室 その他()
	被疑者	氏 名 罪 名()	(歳)	<input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 強制
	取調べ担当者	所属(係)	階級	氏名
措置の経過	措置日時	年 月 日 () 時 分		
	措置者	<input type="checkbox"/> 監督官 <input type="checkbox"/> 補助者	所属(係)	職名 階級 氏名
	自ら措置を講じた理由	<input type="checkbox"/> 捜査主任官等が不在		
		<input type="checkbox"/> 捜査主任官等からの要請	要請者 (捜査主任官等)	所属 階級
	措置に至る経緯			
講じた措置	<input type="checkbox"/> 取調べの中止 <input type="checkbox"/> その他の措置 (内容)			

注 印のある欄については、該当の印の中にレを付けること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

確認実施結果報告書（ 年 月 日 分 ）

取調べ担当者		取調べ件数		通 知			視認実施回数			
自所属 他所属	名 名	(任意 件 強制 件)		当日	件	月間累計	件	監 督 官 監 督 補 助 者 巡 察 官	回 回 回	監督官の視認回数（月間累計） 回

取調べ担当者	被疑者・被告人	取調べ日時	取調べ場所	視認時間	通知	扉開閉	視認実施者	承認	夜間帯・長時間	その他参考事項
	()	計 (休)								
	()	計 (休)								
	()	計 (休)								
	()	計 (休)								
	()	計 (休)								
	()	計 (休)								

注1 通知欄及び視認実施回数欄の月間累計は、視認データ登録時を基準とする。

2 承認欄には、次の区分に応じた承認の別を記入すること。

- (1) 午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行う場合 夜間帯
- (2) 休憩時間を除き、1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行う場合 長時間
- (3) 次の事項に該当する場合 類型

ア 誘拐事件、逮捕監禁事件等個人の生命及び身体に対する急迫不正の侵害が合理的に認められる場合において、承認時間帯に被疑者取調べを行うとき又は休憩時間を除き、1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うとき。

イ 午後10時（近接する直前の時間を含む。）から翌日の午前5時までの間に被疑者が判明した事件について、被疑者を任意同行し、又は現行犯逮捕し、緊急逮捕し、若しくは逮捕状を緊急執行して被疑者取調べを行うとき。

ウ 午後10時（近接する直前の時間を含む。）から翌日の午前5時までの間に、追跡中の被疑者（当該被疑者が具体的に特定されているときに限る。）の身柄を確保して被疑者取調べを行うとき。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

通知 () 第 号
年 月 日

企 画 課 長 殿

長

被疑者取調べに係る苦情等通知書

受理 (認知) 月日	年 月 日	
受 理 番 号	署・課・隊 号	
種 別	<input type="checkbox"/> 苦情 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> その他 ()	
件 名		
受理 (認知) 形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> その他 ()	
申 出 人	住所 電話 ()	
	職業 メールアドレス	
	氏名 (歳) 男・女	
受理 (認知) 者	所属 (係) 階級 氏名	
苦 情 等 に 係 る 取 調 べ	被 疑 者 等 氏名	
	取調べ日時	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで
	取調べ場所	施設名 警察署 庁 舎 課 号 取調べ室 分 室 その他 ()
	取調べ担当者	所属 (係) 階級 氏名 (歳)
	苦情等の概要	監督対象行為の類型 1 2 3 4 5 6

注 1 受理番号欄は、広聴事案の処理手続に関する規程における受理番号を記載すること。

2 苦情等の概要欄は、次に掲げる行為に該当する数字に丸印を付けること。

- 1 やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。
- 2 直接又は間接に有形力を行使すること（前 1 に掲げるものを除く。）。
- 3 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。
- 4 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。
- 5 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。
- 6 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

3 印のある欄については、該当の印の中にレを付けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。